

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者
認定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者に関する規程第5条の規定に基づき、動画サービス提供事業者が認定申請する事業内容の審査を適正に実施するため、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者認定検討委員会(以下「認定検討委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 認定検討委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の認定に関すること。
- (2) その他絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の認定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 認定検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、えひめ南予きずな博が終了する期日までとする。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も、同様とする。
- 3 認定検討委員会に委員長を置き、委員長は、えひめ南予きずな博実行委員会事務局長を充てる。

(職務)

第4条 委員長は、認定検討委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 認定検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の全員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(持ち回り審議)

第6条 前条の規定にかかわらず、委員長は、緊急の必要により会議を招集することができないときなど、持ち回りによる審査が相当であると認めるときは、認定検討委員会に付議すべき事案について持ち回りによる審議を行うことができる。

(庶務)

第7条 認定検討委員会の庶務は、えひめ南予きずな博実行委員会本部事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

別表（第3条関係）

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者
認定検討委員会 委員

役 職	備 考
えひめ南予きずな博実行委員会事務局長 (愛媛県南予地方局地域産業振興部商工観光課長)	委員長
えひめ南予きずな博実行委員会松山事務所副所長 (愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長)	
えひめ南予きずな博実行委員会八幡浜事務所事務局次長 (愛媛県南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室長)	
えひめ南予きずな博プロデューサー	